

災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

高知県（以下「県」という。）と、一般社団法人徳島県バス協会（以下「協会」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における緊急輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時等に県が協会の協力を得て、その会員のバスを使用する緊急輸送等を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 県は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、協会又はその会員に対し協力を要請するものとし、協会の会員は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 県は、第 1 項の規定により、協会の会員に直接要請したときは、協会に対しその旨を報告するものとする。

（業務内容）

第 3 条 この協定により県が協会又はその会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（滞留者を含む。）等の輸送業務
- （2）災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- （3）ボランティアの輸送業務
- （4）その他県が必要とするバスによる支援業務

（災害時の情報提供）

第 4 条 県は、緊急輸送等を円滑に行うため、協会又はその会員に対し、保有する災害に関する情報を提供するものとする。

（業務報告）

第 5 条 協会の会員は、第 3 条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、文書によりその業務内容を、協会及び県に報告するものとする。

2 県は、前項の規定により業務報告を受けたときは、協会に対しその旨を報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条の規定により、協会の会員が実施した業務に要した費用は、県が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、県と協会又はその会員が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 協会の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について県に請求するものとする。

2 県は、前項の請求があったときは、内容を確認し、その費用を協会の会員に支払うものとする。

（事故等）

第8条 協会の会員が供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、協会又はその会員は速やかに代替バスを手配して業務の継続に努めるものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第9条 協会又はその会員は、バスの運行に際し、その会員の責に帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（従事者の災害補償）

第10条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、県は次に掲げる場合を除いて、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成10年3月30日条例第3号）」に基づき、その損害を補償するものとする。

（1）当該損害が協会及びその会員又は従事者の故意又は重大な過失による場合

（2）当該損害につき、協会及びその会員又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

（3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（4）原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力従事者又は国による賠償を受けることができる場合

（緊急時連絡先の確認）

第11条 県及び協会は、この協定の円滑かつ迅速な履行のため、緊急時連絡表を

作成し、各自保管するものとする。

（個別協定との関係）

第 12 条 この協定は、地方自治体がバスによる緊急輸送等に関して、協会又はその会員と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（有効期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、県又は協会のいずれからも改廃の申出がない場合は 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、県及び協会が協議して定めるものとする。

平成 30 年 9 月 26 日

高知県知事

■

一般社団法人徳島県バス協会

会長

■